

相続定期貯金

取扱期間 令和7年9月1日(月) ~ 令和8年3月31日(火)

店頭表示金利
+プラス
複利型

+0.15%
年

※満期後は通常金利となります。

ご預金の種類

スーパー定期貯金(複利型)

対象者

- 相続手続き完了後1年以内に相続により取得した資金を原資としてお預けいただける個人の方
- ※当JA以外の預貯金、相続により取得した不動産や株券等の換金代金も預入可能です。

必要書類

- 遺産分割書の写し
- 遺産分割協議書を作成されていない場合(下記該当書類の提示)
 - ア. 相続人であることが確認できる書類(戸籍謄本の写し、遺言書の写し)
 - イ. 相続手続きが終了した時期が確認できる書類(相続手続き依頼書の写し、被相続貯金の利息計算書類等)
 - ウ. お預け入れ資金が相続により取得したことを確認できる書類(相続手続き依頼書の写し、遺言書の写し等)
 - エ. 相続財産の換金額、時期等が証明できる書類(売買契約書等)

その他

- 商品内容については、取引期間中であっても今後金融情勢等により変更となる場合や取扱いを中止する場合がございます。
- 対象商品は貯金保険の対象です。同保険内の範囲内で保護されます。
- 原則として、中途解約できません。やむを得ず中途解約される場合は当JA所定の中途解約利率により計算した利息を元金とともにお支払いいたします。
- 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算いたします。
- お利息には2037年12月31日まで復興特別所得税が適用され、20.315%(国税15.315%・地方税5%)の税金がかかります。

預入期間

3年以上

預入金額

10万円以上(1円単位)で相続により取得した金額の範囲内



LINE QRコード
お友達登録
募集中!

 JA福岡京築

*くわしくは本・支店の窓口へお問い合わせください。